○復興庁告示第二十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（川俣町復興推進計画（認定番号福島第十三号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（川俣町復興推進計画（認定番号福島第十三号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第十二号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社埼玉りそな銀行
二　住所　埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号

○復興庁告示第二十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第十二号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第十二号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第二十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第十四号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（ひたちなか市復興推進計画（認定番号茨城第五号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（ひたちなか市復興推進計画（認定番号茨城第五号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第二十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（ひたちなか市復興推進計画（認定番号茨城第五号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社筑波銀行
二　住所　茨城県土浦市中央二丁目十一番七号

○復興庁告示第三十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（日立市復興推進計画（認定番号茨城第四号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第三十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けで認定した復興推進計画（日立市復興推進計画（認定番号茨城第四号））に係る指定金融機関を平成二十五年二月二十七日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○法務省告示第百七号

北海道三笠市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十五年三月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道空知郡三笠山村大字幾春別村北有社管理地内
同村大字幾春別村十五番地　谷口彌**左**エ門
同村大字幾春別村番外地　田口　保**藏**
同村大字幾春別村三十番地　田**邉**　タマ
同村大字幾春別村番外地　園田省三郎
同村大字幾春別村北有社々長村田堤拝借地ノ内　村上　新作
同村大字幾春別村番外地　村田庄太郎
同村大字幾春別村字山ノ上番外地　藤田三太郎
同村大字幾春別村番外地　藤坂　榮**藏**
同村大字幾春別村番外地　小林茂右エ門
同村大字幾春別村番外地　崎山　**勘**作
同村大字幾春別村番外地　佐藤　善八
同村大字幾春別村番外地　白川部才八
同村大字幾春別村村田堤拝借地ノ内　森永　清八
同村大字幾春別村村田堤貸下地ノ内　森口　熊八
同村大字幾春別村番外地　森川亥之三郎

○文部科学省告示第三十三号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十一条の規定に基づき、平成二十五年度に実施する司書及び司書補の講習について、受講者の人数、選定の方法、講習の期間等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

文部科学大臣　下村　博文

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
富士大学	司書	七月十六日～九月十九日	七十名	四月十五日～七月五日	作文及び書類審査	岩手県花巻市下根子四五〇の三 富士大学校舎 電話〇一九八（二三）六二二一
	司書補	七月十六日～八月二十四日	四十名			